

平成18年4月13日

各位

会社名 株式会社 パルコ
代表社名 代表執行役社長 伊東 勇
(コード番号 8251 東証第一部)
問合せ先 執行役人材統括局長 海永 修司
(TEL. 03-3477-5731)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月13日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成18年5月27日開催予定の当社第67期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの利便性、普及状況などに鑑み、公示機能の実質的な向上を図るとともに、公告費を削減するべく、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更するものであります(変更案第4条)。
- (2) 当社の業務執行等に係る重要事項につき、「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき必要に応じて柔軟に株主意思を反映する手段を確保するため、取締役会が取締役会決議事項につき株主総会の承認を求めた場合に、株主総会がこれを決議できるとするものです(変更案第17条第3項)。
- (3) 「会社法」が平成18年5月1日に施行されることに伴い、次の規定を新設・変更するものです。
 - ・ 当社の機関として、取締役会、指名・監査・報酬の各委員会、及び会計監査人を設置する(変更案第5条)。
 - ・ 株券発行会社である旨を明記する(変更案第7条)。
 - ・ 単元未満株式の権利は単元株式と比して相当な範囲に制限することが妥当と解されることから、新たに単元未満株式の権利の制限に関する規定を設置する(変更案第9条)。
 - ・ 株主に対する効率的かつ充実した情報提供を可能にするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を可能とする(変更案第16条)。
 - ・ 取締役選任決議だけでなく、解任決議についても定足数の要件を緩和する(変更案第20条第1項)。
 - ・ 取締役会の機動的な意思決定を図るべく、その決議について書面または電磁的記

録によりその承認を行うことができるよう、新たに規定を設置する（変更案第 24 条）。

- ・ その他、全般にわたり「会社法」に合わせた表現の変更及び構成の整理等の必要の変更を行う。

(4) 当社平成 11 年 9 月 28 日発行の 2004 年 8 月 31 日満期円建転換社債は、平成 16 年 6 月 1 日に繰上償還が完了したことに伴い、転換社債の転換と配当金について定めた規定を削除するものです（現行定款第 35 条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 4 条 (会社が公告をする方法) 当社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第 5 条 (委員会等設置会社制度の採用) 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）「第 2 章 大会社等に関する特例 第 4 節 委員会等設置会社に関する特例」の適用を受けるものとする。</p>	<p>第 5 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 指名・監査・報酬の各委員会 3. 会計監査人</p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条 (会社が発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は 320,000,000 株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 320,000,000 株とする。〔現行定款第 6 条後段は削除〕</p>
[新設]	<p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第 7 条 (自己株式の取得) 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	[削除]

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 (1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>① 当社の <u>1 単元の株式の数</u> は 100 株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という) に係わる株券の発行はしない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>第 9 条 (単元未満株式の買増し)</p> <p>当社の <u>単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ)</u> は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて <u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第 10 条 (名義書換代理人)</p> <p>① 当社は <u>株式につき、名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、代表執行役社長がこれを選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに <u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人において取扱い、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 11 条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の <u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及</u></p>	<p>第 8 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>① 当社の <u>単元株式数</u> は 100 株とする。</p> <p>② 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利)</p> <p><u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定により請求する権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>第 10 条に定める請求をする権利</u> <p>第 10 条 (単元未満株式の買増し)</p> <p>当社の <u>株主</u> は、株式取扱規則に定めるところにより、その <u>有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人)</p> <p>① 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役社長が定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 12 条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>びその手数料については、法令又は本定款のほか、別に定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第12条（基準日）</u></p> <p>① 当社は、毎年2月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第13条（招 集）</u></p> <p>定時株主総会は、<u>毎決算期後3か月以内</u>、臨時株主総会は必要に応じて、本店所在地、東京都渋谷区又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>第14条（招集者及び議長）</u></p> <p>① 株主総会は取締役会の決議により代表執行役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 代表執行役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の執行役がこれにあたる。</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>第15条（総会の決議）</u></p> <p>① 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>〔削除〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第13条（招 集）</u></p> <p>定時株主総会は、<u>毎年第14条に定める基準日から3か月以内</u>、臨時株主総会は必要に応じて、本店所在地、東京都渋谷区又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p><u>第14条（定時株主総会の基準日）</u></p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年2月末日とする。</u></p> <p><u>第15条（招集者及び議長）</u></p> <p>① 株主総会は取締役会の決議により定める取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第17条（総会の決議）</u></p> <p>① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p> <p>[新設]</p> <p>第<u>16</u>条（議決権の代理行使） 株主は、<u>代理人をもって議決権を行使することができる。但し、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第<u>17</u>条（取締役の定員）</p> <p>① [条文の記載省略]</p> <p>② 前項の取締役のうち2名以上は、<u>社外取締役（商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。</u></p> <p>第<u>18</u>条（取締役の選任）</p> <p>① <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>② [条文の記載省略]</p> <p>第<u>19</u>条（取締役の任期） 取締役の任期は、その<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第<u>20</u>条（取締役会議長） 取締役会は、その決議により、取締役会議長1名を<u>選任</u>する。</p> <p>第<u>21</u>条（取締役会の招集手続）</p> <p>① [条文の記載省略]</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手</p>	<p>過半数をもってこれを決する。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項</u>に定める特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p> <p>③ <u>株主総会は、取締役会が取締役会決議事項につき株主総会の承認を求めた場合には、これに対する決議をすることができる。</u></p> <p>第<u>18</u>条（議決権の代理行使） 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第<u>19</u>条（取締役の定員）</p> <p>① [現行定款第17条第1項のとおり]</p> <p>② 前項の取締役のうち2名以上は、<u>社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。</u></p> <p>第<u>20</u>条（取締役の選任及び解任）</p> <p>① <u>取締役を選任又は解任する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>② [現行定款第18条第2項のとおり]</p> <p>第<u>21</u>条（取締役の任期） 取締役の任期は、その<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第<u>22</u>条（取締役会議長） 取締役会は、その決議により、取締役会議長1名を<u>選定</u>する。</p> <p>第<u>23</u>条（取締役会の招集手続）</p> <p>① [現行定款第21条第1項のとおり]</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>[新設]</p> <p>第22条 ～ [条文の記載省略]</p> <p>第23条</p> <p>第24条（取締役の責任免除）</p> <p>① 当社は、<u>取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項による取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、<u>商法特例法第21条の17第1項による取締役の責任について、金100万円以上であらかじめ定めた金額と法令で定める金額のいずれか高い金額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 委 員 会</p> <p>第25条（委員会の設置） <u>当社は、指名・監査・報酬の各委員会を置く。</u></p> <p>第26条 ～ [条文の記載省略]</p> <p>第27条</p> <p>第6章 執 行 役</p> <p>第28条 ～ [条文の記載省略]</p> <p>第29条</p>	<p>続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の省略） <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 ～ [現行定款第22条から第23条のとおり]</p> <p>第26条</p> <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>① 当社は、<u>会社法第423条第1項による取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第426条第1項の規定に従い、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役との間で、会社法第423条第1項による取締役の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、金100万円以上であらかじめ定めた金額と法令で定める金額のいずれか高い金額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 委 員 会</p> <p>[削除]</p> <p>第28条 ～ [現行定款第26条から第27条のとおり]</p> <p>第29条</p> <p>第6章 執 行 役</p> <p>第30条 ～ [現行定款第28条から第29条のとおり]</p> <p>第31条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（執行役の任期） 執行役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとする。</p> <p>第31条（代表執行役等） ① 当社は、取締役会の決議により当社を代表する執行役を<u>選任</u>し、内1名を社長とする。 ② 〔条文の記載省略〕</p> <p>第32条（執行役の責任免除） 当社は、<u>取締役会決議をもって、商法特例法第21条の17第1項</u>による執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第32条（執行役の任期） 執行役の任期は、<u>その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとする。</p> <p>第33条（代表執行役等） ① 当社は、取締役会の決議により当社を代表する執行役を<u>選定</u>し、内1名を社長とする。 ② 〔現行定款第31条第2項のとおり〕</p> <p>第34条（執行役の責任免除） 当社は、<u>会社法第423条第1項</u>による執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任について、<u>職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第426条第1項の規定に従い、法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第33条（営業年度） 当社の<u>営業年度</u>は3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>第34条（利益配当及び中間配当） 〔新設〕</p> <p>① <u>利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議により毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し商法第293条の5の規定に従い金銭の分配（中間配当金という。以下同じ）をすることができる。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>③ <u>利益配当及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れる。</u></p>	<p>第35条（事業年度） 当社の<u>事業年度</u>は3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>第36条（剰余金の配当等） ① <u>当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u> 〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>② <u>当社は、毎事業年度の最終日及び毎年8月31日を基準日として、剰余金の配当を行う。</u></p> <p>③ <u>配当財産が金銭である場合は、配当開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その配当の義務を免れる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>④ <u>未払利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p><u>第35条（転換社債の転換の効力発生時期）</u> <u>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金、又は中間配当金については、その請求が3月1日から同年8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p>④ <u>剰余金の配当</u>には配当開始の日から受領日までの利息をつけない。</p> <p>〔削除〕</p>

以 上